

区分	項目	現行支部評議員資格統一規定（平成28年3月1日より）	旧支部評議員資格規定	
1	医師免許取得歴	7年以上	7年以上	
2	学会々員歴	7年以上	7年以上	
3	要保有資格	本学会の専門医であること <u>ただし、専門が病理学である場合は、日本病理学会の専門医をもって代えうるものとする</u>	本学会の専門医であること	
4	経 験	消化器内視鏡に関して十分な経験と指導力を有すること	消化器内視鏡に関して十分な経験と指導力を有すること	
5	業 績 等	1) 論 文	原則として、最近5年以内に本学会の学術誌（Gastroenterological Endoscopy、Digestive Endoscopy、Progress of Digestive Endoscopy、Endoscopic Forum for Digestive Disease） <u>またはその他の学術誌に、消化器内視鏡に関する論文（査読あり）を</u> 発表（筆頭者または共著者）していること	原則として、最近5年以内に本学会の学術誌（Gastroenterological Endoscopy、Digestive Endoscopy、Progress of Digestive Endoscopy、Endoscopic Forum for Digestive Disease）に論文を発表していること
		2) 講 演	本学会総会または支部例会において、消化器内視鏡に関する研究成果を継続的に発表し、かつ、原則として、最近5年以内に次の条件のいずれかを満たしていること ①本学会総会または支部例会において、シンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、特別講演、等（いずれも演者5名以内）に演者として参加していること ② <u>本学会総会または支部例会もしくは支部セミナーにおいて、司会または座長もしくは講師を務めていること</u>	本学会総会または支部例会において、消化器内視鏡に関する研究成果を継続的に発表し、かつ、原則として、最近5年以内に次の条件のいずれかを満たしていること 本学会総会又は支部例会において、シンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ等、に演者（共同演者を含む）又は司会、一般演題の座長を2回以上務めていること ただし、主題演者2回または主題演者1回と司会・座長1回の組み合わせの場合は、そのうち1回は筆頭演者として参加していること
		3) そ の 他	<u>上記1)または2)①のいずれか一つが筆頭者であること</u>	
6	特例措置等	1) ※ <u>選出基準に満たない候補者については、支部会則に特別推薦支部評議員の条文を設け、若干名の範囲内で対応する。</u>	※支部長は条件は満たさないが支部の運営に必要と考える者を支部評議員候補者として推薦することができる。	